

旭川市職員措置請求に係る監査結果

(永山取水施設に係る財産管理等－B)

平成25年12月12日

旭 川 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	1
第2	監査の実施	4
1	請求の受理	4
2	監査対象事項	5
3	監査対象部局	5
4	請求人の証拠の提出及び陳述	5
5	関係職員の陳述等	5
6	実地調査	5
第3	監査の結果	5
1	事実関係の確認	5
2	判断	8
3	結論	12
4	意見	12
参考資料		
	○地方自治法（抜粋）	13
	○旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（抜粋）	13
	○旭川市公有財産規則（抜粋）	13

第1 監査の請求

1 請求人

- (1) 請求人
(省略)

2 請求書の提出

平成25年10月15日

3 請求の内容

請求人提出の旭川市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容は、次のとおりである。

- (1) 請求の要旨（原文のまま。）

1. 請求の要旨

- ① 永山取水施設建設に際し、旭川市は防火用水に活用することを目的に建設計画に参画し、当時近文地区の防火用水として保持していた石狩川からの取水量 $0.3256\text{m}^3/\text{s}$ に応じて、全体の事業費総額約59億2,986万円のうち約3億4,845万円を負担した。（1996年11月8日に永山取水施設建設事業基本協定書を締結）
- ② 旭川市は2002年12月27日付けで、近文地区の防火用水に係る水利権の変更申請を国に対して行い、2003年1月31日付でこの変更申請が認可された。変更申請の内容は、近文地区を対象にした防火用水計画を近文地区と永山地区の2地区とするものであり、また、必要水量を毎秒13リットル減少させて $0.3126\text{m}^3/\text{s}$ とする水利権の減量申請であった。
- ③ 一方、Y社も石狩川での水利権確保のための申請を国に行い、2003年1月31日付けで $0.013\text{m}^3/\text{s}$ の水利権を取得した。
- ④ 旭川市は、永山地区の防火用水利用計画が認可されたことを受け、2001年度、2002年度に8,720万円を負担して永山地区への導水管敷設事業を実施したが、2003年度以降はこの整備事業が凍結されたため防火用水としては活用することができない状況のまま今日に至っている。
- ⑤ 旭川市が永山地区を新たに防火用水地域に設定し導水管の敷設事業を途中まで実施した背景及び水利権の減量変更申請を行った背景には、Y社が永山地域で使用する水確保の課題があったことを市の幹部は議会への報告（5月13日の建設公営企業常任委員会）で述べており、取水施設建設における旭川市としての負担額、及び導水管敷設の負担額のうち少なくとも事業費の50%の額について

てはY社に対する便宜供与のために行われたものとするものである。

- ⑥ また、Y社は今日に至るまで、旭川市の公有財産である取水施設及び導水管を利用し取水してきているが、旭川市との間で「貸付」や「使用許可」等の手続きを一部分（Y社が使用する部分のうち石狩川左岸部分の導水管等）しかとっておらず、石狩川の右岸部分に位置する取水施設等の使用許可等の手続きはとられていない違法・不当な状態である。また、旭川市もこうした状況を黙認してきている。そもそもY社が永山取水施設を使用できる根拠は、地方自治法238条及び「旭川市公有財産規則」からは見出すことができないものであり、この点でも違法・不当なものである。

旭川市が使用許可と使用料免除措置を講じている石狩川左岸部分の施設等についても、使用許可及び使用料免除のいずれの事務も地方自治法及び旭川公有財産規則から見ると判断の誤りであり違法・不当なものである。なぜなら、使用許可については「公益事業者であるY社がその事務事業のために使用するものであることから、使用許可したもの」と述べ、「使用料免除につきましては、行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例第3条第2号、その他特に市長が認めたとときの免除規定を適用し除外している」と述べている。（いずれも第3回定例会大綱質疑答弁）

しかし、公益事業というそのことだけを持って使用を許可することは地方自治法第238条で制限する「私権」の設定に当たり違法である。また、使用料の免除措置にいたっては根拠そのものが存しないもので適法といえるものではない。

- ⑦ 旭川市が法的根拠を持たないまま、あるいは適用法を誤って取水施設という公有財産を目的外に使用させることは、地方自治法が定める公共の福祉を著しく阻害するものであり、永山取水施設の消耗にもつながり結果として旭川市に損害をもたらしている。

地方財政法8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定めており、また、地方自治法第238条は「行政財産の管理及び処分」の項目において、貸し付けできる場合や使用を許可できる場合等を規定しているが、今回のY社の場合はいずれにも該当しないものである。よって旭川市がY社に取水施設を自由に使用させ続けてきていたことは、公有財産である永山取水施設の管理を著しく怠っていた結果によるものであり、旭川市の被った損害の補てんを、永山取水施設供用開始から今日に至る期間まで、管理に責任があった旭川市の関係者（管理職以上）に求めるよう請求する。

旭川市が被った損害額は、⑤で指摘したように防火用水を目的とした永山取水施設建設の負担額3億4,845万円の50%の額と永山地区へ水を引くための導水管敷設事業費8,720万円の50%の額との合計である2億1,782万5,000円と、違法

・ 不当な形で使用を許してきた取水施設及び導水管の摩耗分である。摩耗分の算定は請求人には困難な作業であるが年間あたり 1 万円はくだらないと判断するものである。

⑧ さらに、違法・不当な取水施設の使用、導水管の使用をただちに中止するよう旭川市長に求めることを請求する。

⑨ なお、旭川市の水利権一部返還と Y 社の水利権取得や永山地区への導水管敷設事業、さらに一連の使用手続きに関する事務の不作为行為から一定期間経過しているが、この書面で指摘した事務については所管部である旭川市土木部においても議会での質疑ではじめて認識したと答弁（9月30日の大綱質疑）しているように、市民が相当の注意を持っていたとしても、把握することが困難であったものである。

また、こうした問題が議会において質疑が行われてからも一定の時間が経過しているが、質疑においても市の幹部が「資料がない」、「当時の起案等が見当たらない」などと答弁し、結果的には市長の指示のもとで調査チームが設置され調査が実施されたものである。

もともと、請求人は、「疑問があれば直ちに措置請求を提出する」という考え方を取るものではなく、行政の調査結果によっては措置請求が不要となる可能性もあることから調査結果を待ったものであり、その間に措置請求することは困難な状況にあったものであることをご理解いただきたい。

2. 以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な措置を請求する。

3. 請求人

別紙、請求人名簿による

〔 上記2の事実証明書及び3の請求人名簿については、請求人から提出されているが、本監査結果では添付を省略する。 〕

第2 監査の実施

1 請求の受理

平成25年10月22日及び10月23日に監査委員会議を開催し要件審査を行い、請求内容のうち、平成8年度から平成10年度にかけて永山取水施設の建設に際し、また、平成13年度から平成14年度にかけて石狩川左岸導水施設（以下「左岸導水管」という。）の建設に際しての公金の支出に伴う損害の補填を求める請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項で定める「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とする規定の適用に関わる監査委員の意見が併存しその判断を留保したものの、永山取水施設及び左岸導水管をY社が使用していることに伴う損害の補填を求める請求並びに永山取水施設及び左岸導水管をY社が使用することを禁ずる措置を求める請求については法定要件を具備しているものと認められたので、これを受理した。

また、住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第242条第8項において監査委員の合議によるものと規定されていることから、永山取水施設及び左岸導水管の建設に際しての公金の支出に伴う損害の補填を求める請求の受理の判断について慎重に協議を重ねたが、監査委員の意見の一致を見るに至らなかった。

なお、協議の過程で出された監査委員の主な意見は以下のとおりである。

- (1) 法第242条第2項では、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、永山取水施設及び左岸導水管の建設に際しての公金の支出をした日から請求までの期間が1年を経過していることについては、「住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」（平成14年10月15日最高裁判決）に当たり、正当な理由があると解することで意見の一致を見た。
- (2) 監査請求を行うまでの期間については、「当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」（平成14年10月15日最高裁判決）とされているところ、当該請求に係る「行為の存在及び内容を知ることができたと解される時」の判断については、平成25年3月15日開催の予算等審査特別委員会民生建設公営企業分科会及び平成25年3月21日開催の予算等審査特別委員会により知り得ることができ、加えて、請求人自身が平成25年5月14日付け北海道新聞に掲載のあった記事により本件事実を知ったことを陳述の中で述べていることから遅くともこの日までには知り得ることができたとする意見と平成25年9月27日付け永山取水施設等調査報告書（以下「調査報告書」という。）の報告により知り得ることができたとする意見が併存し、また、「相当な期間」の判断については、行為の存在や内容を知ることができたとときからおおむね2か月を超えてなされた住民監査請求には正当な理由がないとする判例（平成14年10月15日最高裁判決）を参照し、本件住民監査請求は当該期間を大きく超えているために正当な理由がないとする意見と、相当な期間とは個々の事案によ

り判断すべきものであって、本件住民監査請求は本市の調査結果を待ってなされたものであり正当な理由があるとする意見が併存し、監査委員の意見の一致を見るに至らなかった。

2 監査対象事項

監査の実施に当たり、措置請求書に記載された事項及び事実を証する書面を勘案し、監査対象事項は次の財産管理とした。

なお、上記1のとおり受理の判断について監査委員の意見の一致を見なかった請求については、監査の対象としなかった。

(1) 永山取水施設及び左岸導水管のY社の使用に係る財産管理

3 監査対象部局

監査対象部局を都市建築部及び土木部とし、関係書類の提出を求めた。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成25年11月11日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。その際、新たな証拠の提出はなく、請求趣旨の補足説明を受けた。

5 関係職員の陳述等

平成25年11月11日に、都市建築部駅周辺開発担当部長、土木部長及び担当者から陳述を受けるとともに、平成25年11月12日に総務部に対し、公有財産の事務の取扱い及び調査報告書における考え方等について照会を行った。

6 実地調査

平成25年11月20日に、永山取水施設及び左岸導水管の実地調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令又は基準等との照合、関係書類等の調査、請求人及び関係職員の陳述等並びに実地調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 永山取水施設及び左岸導水管の概要

永山取水施設とは、旭川開発建設部の石狩川改修計画に伴い、平成8年度から平成10年度までの3か年で、旭川開発建設部が河川附帯工事としてX社が管理する取水施設を改築することに合わせて、旭川市上水道、旭川市防火用水及び鷹栖町上水道の各管理施設を統合して建設したものである。

主な関連施設及び工作物は、取水施設、土砂吐ゲート、導水管、沈砂池、管理棟及びサイフォンであり、沈砂池は本市が、サイフォンはX社が所有し、その他の施

設及び工作物は本市、旭川市水道局及び鷹栖町が共同で所有している。

なお、X社の持分（サイフォンを除く。）については、平成8年11月8日付け永山取水施設建設事業基本協定書（以下「建設事業基本協定書」という。）に基づき、全て本市に帰属することとしており、Y社は平成15年4月1日付け永山取水施設維持管理基本協定に基づき、施設利用者に加わっている。

また、永山取水施設の維持管理については、サイフォンを除き旭川市水道局が一元化して行っており、それぞれの施設利用者は、全体取水量に対する各者の水利使用許可を受けている最大使用水量の割合で、旭川市水道局に対し維持管理に要する経費を負担している。

次に、左岸導水管とは、北海道が事業主体となり進められた鉄道高架事業によって宮前地区にあったY社の車両基地を永山地区に移転するための補償工事として計画され、永山地区における防火用水事業として共同利用が可能となるよう管径を増大させ、増大部分についての建設費は本市防火用水事業で負担し、平成13年度から平成14年度までの2か年で石狩川左岸の永山地区に建設したものである。

なお、左岸導水管については、平成13年8月31日付け永山防火用水整備工事に伴う基本協定に基づき本市に帰属することとしている。

また、左岸導水管の維持管理については、平成15年4月1日付け石狩川左岸導水施設維持管理基本協定書に基づき本市が行っており、Y社は全体取水量に対する水利使用許可を受けている最大使用水量の割合で、本市に対し維持管理に要する経費を負担している。

（2）永山取水施設及び左岸導水管の財産としての取扱いについて

永山取水施設に係る本市の持分（建設事業基本協定書に基づきX社の持分で本市に帰属したものを含む。）については、本市の行政財産であると認識されている。

しかし、土木部においては、旭川市公有財産規則（以下「規則」という。）に基づく公有財産台帳としての土地台帳、建物台帳及び工作物台帳を備えているが、沈砂池用地については土地台帳へ記録されているものの、導水路用地、建物及び工作物については該当する台帳への記録はされていない。また、永山取水施設のY社の使用については、規則に基づく使用許可及び使用料の取扱いに関する手続は行われていない。

また、左岸導水管については本市に帰属しているが、同様に該当する台帳への記録はされていない。ただし、規則に基づく使用許可及び使用料の免除の手続については行われている。

（3）永山取水施設及び左岸導水管のY社の使用について

Y社のJR旭川雑用水については、右岸に位置する永山取水施設から取水し、X社所有のサイフォンを通じ石狩川を横断して左岸導水管へ至るものであり、その最

大取水量は0.0130m³/s となっている。

(4) 陳述等によって確認した事実

ア 請求人の陳述について

(ア) 本市の被った損害額について、不当な公金の支出である永山取水施設及び左岸導水管の建設負担金の合計額の50%に当たる2億1,782万円と違法に財産管理を怠ったことによりY社が当該施設を使用していることによる摩耗分として年間当たり1万円をくだらない額としているとのことであった。

(イ) 違法に永山取水施設及び左岸導水管をY社が使用していることを中止するよう請求していることについて、本市が違法に無許可で使用することを容認することは財産の管理を著しく怠る行為であり直ちに是正する必要があること、また、無許可での使用により公有財産に損耗が生じ、本市に損害をもたらしていることから必要な措置を講ずるべきとのことであった。

(ウ) 措置請求の期間に関わり、永山取水施設等に係る本市の調査結果を見ない限り本件事案における合理的理由の存否について、本市の幹部であっても判断することができなかつたように、請求人も監査請求に足りる内容を知ることができなかつたとのことであった。

(エ) 本件請求の事案を実際に請求人が知った日は、平成25年5月14日の北海道新聞に記事の掲載があった日とのことであった。

イ 関係職員の陳述等について

(ア) 関係職員の陳述

a 永山取水施設は、分類上、土地、建物及び工作物で構成されており、全てが法に規定する公有財産であり、行政財産と考えているとのことであった。

b 永山取水施設に係る公有財産台帳は沈砂池用地についてのみ記録されているが、大部分のものは記録されていないとのことであった。

c Y社の永山取水施設の使用については、規則に則った事務手続を行っていないとのことであった。

d Y社の永山取水施設の使用については、所有者全員の合意の上で使用を認めているとのことであった。

e 行政財産の使用については法や規則に基づく事務処理をすべきであることから、適正な事務処理を速やかに行うべきと考えているとのことであった。

f 永山取水施設はY社が使用することを前提に建設された施設ではないが、行政財産としての用途又は目的を妨げるものではなく、Y社の使用は規則第22条第4号「公益事業のために使用するとき」を適用して使用許可できるものと考えているとのことであった。

g 左岸導水管については、Y社が運輸事業に使用される車両を良好な状態で維持し使用するために運転所で車両洗浄用に使用することを目的としていることから、規則第22条第4号で規定する「公益事業のために使用するとき」に該当する。これに基づき当該施設の使用を許可しており、適切な事務手続を行っているとのことであった。

- h 行政財産の目的外使用許可は行政処分であり、私法上の契約ではないことから私権の設定には当たらないとのことであった。
- i Y社の左岸導水管の使用に係る使用料については、取水量に応じた維持管理費を負担していることから、旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（以下「条例」という。）第3条第2号「その他特に市長が必要と認めるとき」を適用し、使用料の免除をしているとのことであった。
- j Y社の永山取水施設の使用に当たっては、毎年度締結する永山取水施設維持管理実施協定により、全ての所有者、使用者が維持管理や施設の修繕にかかる費用を負担し、適正な維持管理を行っていることから、本市としてはY社の使用で損害を受けているとは認識していないとのことであった。
- k 左岸導水管の使用の有無による影響や摩耗の仕方は根拠となる資料はなく把握できないとのことであった。
- l 永山取水施設及び左岸導水管の使用中止を求める根拠については存在しないと考えているとのことであった。

(イ) 総務部への確認

- a 永山取水施設の土地、建物及び工作物については、本市を含む三者で持分を定めているが、その場合、公有財産台帳の作成は必要であるものの、共有持分における具体的な台帳の作成方法は定まっていないとのことであった。
- b 永山取水施設の本市の持分について第三者に目的外使用許可を行う場合は、規則に則った手続により行うものと考えたとのことであった。
- c 永山取水施設の財産に持分がある者の中で、第三者の使用を認めることを確認している場合であっても、本市の持分を第三者に使用させる場合の規則の例外的な取扱いはないとのことであった。

ウ 実地調査について

- (ア) 永山取水施設の取水口、土砂吐ゲート、管理棟及び沈砂池（除塵施設を含む。）において、施設の概要及び管理運用状況を確認した。
- (イ) 永山取水施設から取水した水の導水施設である水道・工業・防火用水・JR用水共同導水管から分岐した工業用水・永山防火用水・JR用水共同導水管の右岸サイフォンゲートにおいて、施設の概要を確認した。
- (ウ) 工業用水・永山防火用水・JR用水共同導水管の左岸サイフォンゲートにおいて、施設の概要を確認した。
- (エ) 左岸導水管のJR分岐点及び下水道雨水管端末において、施設の概要を確認した。

2 判断

- (1) 永山取水施設及び左岸導水管をY社が使用していることが違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるか

ア 永山取水施設の使用について

請求人は措置請求書において、Y社が永山取水施設を使用許可の手続がないまま使用していることは違法であり、そもそもY社が当該施設を使用できる根拠は法第238条の4及び規則から見出すことはできず違法に財産の管理を怠っていると主張している。このことについて、第一に当該施設の公有財産としての分類はどうか、第二にそもそもY社が当該施設を使用できる法令の根拠があるか否か、第三にY社が当該施設を使用するに当たり法令等に基づき適正な手続を経ているか否かの観点からこれを検討する。

第一として、永山取水施設は、本市防火用水事業を行うために直接使用し公用に供する公有財産であることから、本市の行政財産と解すべきである。

また、規則第58条第1項では、部長等は、その所管する公有財産について、土地、建物及び工作物等の区分並びに行政財産及び普通財産といった公有財産の分類に従い、公有財産台帳を備えなければならないと規定されている。

しかし、永山取水施設に係る公有財産台帳については1(4)イ(ア)関係職員の陳述bのとおり沈砂池用地を除き規則で定める公有財産台帳への記録がされてなく、財産の現況を正確に把握しているとは言い難い状態であるといえる。

第二として、永山取水施設は行政財産であると解すべきことから、その用途又は目的を妨げない範囲において本市以外の者に行政財産を使用させるときは、法第238条の4第7項に定める使用許可によらなければならない。

また、規則第22条に使用許可できる範囲が定められており、これに該当する場合に使用許可が可能となる。Y社の使用については、後述する左岸導水管と同様に同条第4号で定める「電気、ガス、通信その他の公益事業の用に供するため、使用させることが適当であると認めるとき。」に該当することから、規則に定める適切な事務手続を経てY社に対して当該施設の使用許可はでき得るものといえる。

第三として、Y社が永山取水施設を使用していることについては、1(4)イ(ア)関係職員の陳述dのとおり、本市を含む所有者全員の合意の上で使用を認めていること、平成16年5月17日付けで河川管理者から承認された永山取水施設取水規程では本市防火用水のほかJR旭川雑用水(Y社分)等の取水基準が定められており、Y社の水利使用について当該施設を使用することとなっていること、平成15年4月1日付け永山取水施設維持管理基本協定及び毎年度締結する永山取水施設維持管理実施協定においてY社が当該施設を使用することとなっており、また、維持管理に係る経費を負担していることからY社の使用が認められている。こうしたことを踏まえるとともに、Y社の使用が当該施設の取水及び導水能力の範囲内であり、その用途又は目的を妨げるものではないことなどからも、その使用については一定の理解ができる。

しかし、行政財産である永山取水施設をY社が使用するためには規則第24条、第26条等に定める使用許可手続が必要である。このことについて、1(4)イ

(ア) 関係職員の陳述 c のとおり使用許可の手続は行われていない。

以上のことから、永山取水施設の Y 社の使用は、当該施設の本来の用途又は目的を妨げないものであり、また、当該施設の所有者全員の合意によりその使用を認めていることなどを踏まえると、妥当性、合理性は認められるものであるが、使用許可等に係る手続は規則に反しているものといえる。

イ 左岸導水管の使用について

請求人は措置請求書において、Y 社が使用している本市の公有財産である左岸導水管について、公益事業ということだけをもって使用許可をすることは法第238条の4第1項で制限する私権の設定に当たり違法であり、公有財産である左岸導水管の財産管理を怠っていると主張している。このことについて、第一に左岸導水管の財産としての分類はどうであるか、第二に使用許可は私権の設定に当たるか、第三に公益事業という理由で Y 社に使用を許可することは違法であるか、第四に Y 社に対する左岸導水管の使用許可手続が法令等に基づき適切になされているかの観点からこれを検討する。

第一として、左岸導水管の財産としての分類も永山取水施設と同様に行政財産に分類され、財産上の区分は工作物に分類される。

また、同様に、規則で定める公有財産台帳への記録がされていない。

第二として、請求人の主張にある法第238条の4第1項で制限する私権の設定についての検討であるが、同項で定められている私権の設定の制限と同条第7項で定められている使用許可については、「行政財産に私権の設定をすることは行政執行の目的を阻害するものとしてこれを認めず、これに違反する行為は無効とし、これをその用途又は目的を妨げないものとして他人に使用させる場合には、目的外使用の許可処分によることを原則としている。」（松本英昭著「新版逐条地方自治法」学陽書房）と一般的に解されるものである。すなわち、使用許可は行政処分に当たる行為であり、私権の設定には当たらない。

第三として、行政財産の使用許可は、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において、規則第22条に掲げる場合に使用を許可できる。Y 社の左岸導水管の使用は、1（4）イ（ア）関係職員の陳述 g のとおり行政財産の用途、目的を妨げるものではなく、かつ、規則第22条第4号で定められている公益事業の用に供するために該当していることから使用許可をしている。ここでいう公益事業とは、本市の公有財産事務の手引きにおいて示されているとおり労働関係調整法第8条第1項に掲げられた事業を指し、公衆の日常生活に欠くことのできないものと定められている。Y 社に対する使用許可は、同項第1号に掲げられた運輸事業に該当するものとして許可している。よって、公益事業という理由で使用許可をすることは違法とはいえない。

最後に第四として、使用許可に係る事務手続は申請者からの使用許可申請（規則第24条）に基づき、所管部長は総務部長に協議し（規則第5条第1項第3号）、許可する場合は行政財産使用許可書を申請者に交付し（規則第26条第1項）、申

請者から使用許可についての請書の提出を受け（同条第2項）、総務部長へ使用許可の通知をする（規則第5条第2項）ことと規定されている。また、使用許可の期間は原則として1年以内であるが、実情に即さないと認めるものについては5年以内（規則第23条第1項）とされている。これらの一連の手続については、当初、規則第22条に定める許可できる範囲の適用条項に誤りがあったが、その後の使用許可の更新の際に修正がなされており、現在の使用の根拠となっている使用許可手続は法令等に基づき適切になされている。

よって、左岸導水管の公有財産台帳への記録がないという不備はあるが、使用許可は適切に行われていることから、左岸導水管をY社に使用させることが違法又は不当に財産の管理を怠る事実には当たらないといえる。

ウ 左岸導水管の使用許可に伴う使用料について

請求人は措置請求書において、左岸導水管の使用許可に伴う使用料の免除は根拠がなく違法であると主張している。

使用許可に伴う使用料は、条例第3条に定められた場合に該当するときに減免することができ、その手続は規則第25条に定められたとおり、減免を受けようとする者から減免申請書の提出を受け、これに基づき使用料の減免を行う。

左岸導水管の使用料の免除については、1（4）イ（ア）関係職員の陳述iのとおり、Y社は応分の維持管理費を負担していることから使用料の免除をしており、適切な事務手続でなされていると認められる。これらの一連の手続については、当初、条例第3条に定める使用料を免除とする適用条項に誤りがあったが、その後の使用許可の更新の際に修正がなされており、現在の使用料免除の根拠となっている手続は適切になされている。

よって、左岸導水管のY社に対する使用許可に伴う使用料の免除は根拠のないものとはいえない。

(2) 永山取水施設及び左岸導水管をY社が使用していることに伴う損害の補填について

請求人は措置請求書において、旭川市が被った損害額は違法にY社に対して使用を許してきた永山取水施設及び左岸導水管の摩耗分であるとし、また、摩耗分の算定は請求人には困難な作業であるが年間当たり1万円をくだらないと主張している。

Y社の永山取水施設の使用については、当該施設の取水及び導水能力の範囲内であり、当該施設の使用に当たり、毎年度締結する永山取水施設維持管理実施協定に基づき施設の修繕費用を含む維持管理費を負担していることが認められる。

また、請求人の主張するY社の永山取水施設の使用とその使用に伴う摩耗については、因果関係の有無を量り得ないものと思慮され、損害額の算定についても客観的に合理性のある算定は極めて困難である。このことは左岸導水管についても同様であり、加えて、左岸導水管については上記（1）イのとおり使用許可の手続は適切になされている。

以上のことから、請求人が求める損害の補填については、その措置を講ずること
はできないものと判断する。

(3) 永山取水施設及び左岸導水管をY社が使用することを禁ずる措置について

請求人は措置請求書において、違法に永山取水施設及び左岸導水管をY社が使用
することを直ちに禁ずることを求めている。

永山取水施設については上記(1)ア及び(2)のとおりY社が使用することは、
その手続において規則に反しているといえるが、その使用に妥当性、合理性が認め
られること、また、その使用と当該施設の摩耗については、因果関係の有無を量り
得ないと思慮され、このことは左岸導水管についても同様である。

さらに、左岸導水管については、上記(1)イのとおり使用許可の手続は適切に
なされている。

よって、永山取水施設及び左岸導水管の使用を直ちに禁ずる理由はないものと判
断する。

3 結論

以上のことから、本件住民監査請求のうち、永山取水施設及び左岸導水管をY社が
使用していることに伴う損害の補填を求める請求及び当該施設をY社が使用すること
を禁ずる措置を求める請求には理由がないので、棄却する。

4 意見

結論は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

規則では、公有財産台帳を備え必要な事項を記録することが求められているととも
に、行政財産の使用許可に関わる取扱いや手続等について定められているところであ
る。

しかし、永山取水施設及び左岸導水管に係る財産管理においては、土地、建物及び
工作物のほぼ全てが公有財産台帳に記録されてなく、また、永山取水施設のY社の使
用に係る行政財産の使用許可手続は一切なされていないことが確認された。

これらの事務手続は、財産管理事務の基本的な取扱いであることから、速やかに必
要な手続を行うよう強く要望するものである。

(参考資料)

○地方自治法（抜粋）

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 略

○旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（抜粋）

（使用料の減免）

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、各号の一に該当するときは使用料を減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) その他特に市長が必要と認めたとき。

○旭川市公有財産規則（抜粋）

（使用許可の範囲）

第22条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号に掲げる場合に限り、使用を許可（第2号にあつては、承認）することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- (2) 他の部局又は公営企業の事務事業の用に供するため、使用させることが適当であると認めるとき。
- (3) 当該行政財産を利用する者又は職員のため、食堂、売店、自動販売機その他の厚生施設の用に供するため、使用させることが適当であると認めるとき。
- (4) 電気、ガス、通信その他の公益事業の用に供するため、使用させることが適当であると認めるとき。
- (5) 公共目的の講演会、研究会等の用に短期間使用させることが適当であると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が使用させることが必要であると認めるとき。

（使用許可の期間）

第23条 行政財産の使用許可の期間は、1年を超えることはできない。ただし、電柱等の設置、水道及び下水道管、ガスパ等の埋設その他使用許可の期間を1年以内とすることが著しく実情に即さないと認めるものについては、5年以内とすることができる。

2 前項の期間は、更新することができる。

(使用許可の申請)

第24条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない。

2 前条第2項の更新の許可を受けようとする者は、使用許可期間満了の日の30日前までに申請しなければならない。

(使用料の減免)

第25条 使用料の減免を受けようとする者は、減額又は免除の申請書を提出しなければならない。

(使用許可書の交付)

第26条 市長は、使用許可をするときは、次の各号に掲げる事項を記載した行政財産使用許可書を交付するものとする。

(1)～(12) 略

2 前項の行政財産使用許可書を交付するときは、使用者から使用許可についての請書を提出させるものとする。ただし、使用者が国若しくは他の地方公共団体その他公共団体である場合又は使用期間が短期間である場合は、この限りでない。

(公有財産台帳)

第58条 部長等は、その所管する公有財産について、法第238条第1項に規定する区分(不動産にあつては土地、建物、工作物及び立木をその区分とする。)及び同条第3項に規定する分類に従い、公有財産台帳(以下「台帳」という。)を備えなければならない。

2 総務部長は、道路及び河川用地を除くすべての公有財産について前項に規定する区分及び分類に従い、台帳を備えなければならない。

3 台帳には、次に掲げる事項を記録するものとする。ただし、公有財産の性質により記録事項の一部を省略することができる。

(1) 区分及び種目

(2) 名称及び所在

(3) 数量

(4) 価格

(5) 増減の事由及び年月日

(6) その他必要な事項